

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知らう・1](#) | [はじめに](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知らう・1 はじめに

はじめに

日本国憲法を知らう

憲法は、日本国家（社会）運営の最高法規であり、国家（社会）運営の基礎を定めた「法」であります。したがって、私たち国民が人間らしく幸福に生活していく「きまり」であり、充実人生づくりのすみずみまで深く関わっています。

憲法は、日本社会の柱であり、また、私たち国民生活の基本となるものですから、誰もが知らなければならない義務的常識といえます。ところが、憲法を理解し、親しみを持っている人は、あまりいません。

政治（国会・内閣・行政・地方自治・司法など）も、財政も、憲法に則って行われますし、私たち国民の権利（基本的人権の尊重）が守られるのも憲法のおかげです。

さて、日本国憲法には三大原則が謳われています。

それは「国民主権（民主主義）」「基本的人権の尊重」「戦争放棄（平和主義）」です。この三大原則を中心にいろんな制度や権利が規定されています。

そして、憲法制定の歴史・経過やその内容を知り、精神を学ぶことによって、今後どのようにしなければならないかを考えることです。

しかし、憲法は誰もが同じように理解しているわけではありません。解釈憲法と言われるように、時代や情勢の変化などによって解釈も変化してきました。

また、十人十色と言われるように、ひとり一人、考え方や経験の違いから同じ条文でも多様な考え・解釈をすることもあります。

したがってここでは、「日本国憲法を知る」ということから、憲法制定から今日まで、71年間一度も改正されていない日本国憲法について、その内容を把握し、「間違いや問題点」はないのか、「課題」は何か、をそれぞれが考察する一助にしたいと考えます。

私たちの生活に深く関わる「憲法」を知らない、ということは「豊かに生きる」という人間の根源的な目標を捨てることであり、国民の権利を無にすることに他なりません。

また、憲法では国民の義務として、①勤労 ②納税 ③教育 を三大義務としていますが、「憲法を知る」ことは義務以前の国民として具えなければならない当然の義務と言えます。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.